

<インターネット標準工事費と月額利用料にかかる適格請求書について>

インターネット標準工事費につきまして、「工事費」を24ヶ月分割でご請求させていただく一方で、「スマートライフ割」として同額を同期間において利用料金から割引くことにより、実質工事費が無料となる料金設定で提供させていただいております。(24ヶ月継続の場合)

「工事費」および利用料金の適格請求書につきまして、下記の事由により毎月のご利用料金と異なった金額での発行となります。

記

<事由>

消費税法上、「工事費」は工事が完了した期日をもって工事総額にかかる消費税を仕入税額控除とすることとなるため、工事費の分割支払にかかる消費税分は仕入税額控除をすることができません。よって、「工事費」として請求させていただく総額39,600円(消費税3,600円)につきまして、工事が完了した期日で適格請求書(名称:分割代金通知書)を発行致します。よって、毎月発行の適格請求書には「NET標準工事費」の記載はありません。

一方、「スマートライフ割」は、利用料金の割引であるため、仕入税額控除のマイナスとして毎月発行の利用料金の適格請求書に記載されますので、毎月の請求内容と一部異なります。

(スマートライフ割:月額▲1,650円(消費税▲150円)×24ヶ月間)

例) 2025年8月に工事完了の場合における、お客様側の仕入税額控除のイメージ。

【消費税】

2025年8月	工事費総額の仕入税額控除	3,600円
2025年9月～同年12月	スマートライフ割の仕入税額控除のマイナス	
	▲150円×4カ月	▲600円
2025年度	工事費とスマートライフ割の相殺後の仕入税額控除	3,000円
2026年度	スマートライフ割のマイナス仕入税額控除	▲1,800円
2027年度	スマートライフ割のマイナス仕入税額控除	▲1,200円

以上のとおり、工事費とスマートライフ割の仕入税額控除は24ヶ月間で±0円となります。

上記のとおり、適格請求書「工事費(総額)」と「毎月の利用料金(分割工事費を除く)」は税法を遵守した金額の表記ですので、ご了承のほど賜りますよう宜しくお願ひ致します。

以上